

# 福井県内部統制基本方針

県では、これまで不適正な事務処理の防止を図るため、会計審査体制の強化や会計事務自己点検の実施など、一定の内部統制体制を構築してきました。

一方、国は、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための地方行政体制の確立が求められているとして、地方自治法（以下「法」という。）を改正し、内部統制制度が導入されることとなりました。

このため、法第150条第1項（令和2年4月1日施行）の規定に基づき、内部統制に関する方針を以下のとおり策定し、効率的な業務遂行や事務処理の適正性を確保する内部統制体制を充実強化することにより、県民に信頼される行政運営に取り組んでいきます。

## 第1 内部統制の目的と取組

### （1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務遂行上のリスクを把握し、対応策を整備するとともに、不備を把握した場合、速やかにその改善策を検討し、全庁で共有します。

### （2）財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告等の信頼性を確保するため、情報の適正な保存および管理を徹底するとともに、適正な情報に基づく報告を作成します。

### （3）業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等が着実に遵守されるよう、職員研修の充実を図るとともに、定期的な点検を実施します。

### （4）資産の保全

県が保有する財産や現金等の資産を保全するため、適正な手続きおよび承認のもと、資産の取得、使用および処分を行います。

## 第2 内部統制の対象事務

法第150条第1項第1号に定める財務に関する事務を対象とします。

## 第3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

### （1）推進・評価体制

コンプライアンス推進会議など全庁的な内部統制の推進・評価体制を整備します。

### （2）評価報告書の作成および公表

内部統制の整備・運用状況について、毎年、評価報告書を作成し、県ホームページ等で公表します。

### （3）監査委員との連携

より効果的な内部統制の整備・運用のため、監査委員との情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

## 第4 内部統制の改善

内部統制の整備・運用状況に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、継続的に改善を図ります。

令和2年3月16日

福井県知事 杉本 達治